

令和5年12月5日

指定旧供給地点小売供給の合併認可について

近畿経済産業局長から、下記事業者による指定旧供給地点小売供給の合併の認可申請に関して、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定による、改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づきおこなわれた意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、審査基準第1（14）で準用する審査基準第1（17）②に適合していると認められましたので、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

記

大陽日酸エネルギー株式会社 （法人番号：5270001003672）
アストモスリテイリング株式会社 （法人番号：5012301002941）

(別 紙)

官 印 省 略
20231129近畿第37号
令和5年12月4日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給の合併認可の申請について（回答）

令和5年11月21日付け20231110近畿第36号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給の合併認可については、認可することに異存はありません。